

協和トピックス

第25号

平成24年12月

協和会計グループ

東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号

TEL03-3241-4978(代表)

FAX03-3246-0068

E-mail: office@cpakyowa.co.jp

今回のテーマは、年末調整の変更点と平成25年1月1日から開始する復興特別所得税です。

年末調整については、生命保険料控除の限度額計算が変更になりました。

復興特別所得税については、平成25年1月1日から支払われる給与及び報酬等について適用されますので、計算の誤りがないよう注意が必要です。

ご不明な点や疑問点につきましては、何なりと各担当者にご確認下さい。

I. 年末調整の変更点

1. 生命保険料控除の変更

次の①から③までにより計算した「一般」「年金」「介護」の合計の限度額が12万円とされました。

①平成24年1月1日以後の契約分
あらたに「介護医療保険料控除」が創設され、新契約は「一般」「年金」「介護」で、それぞれの限度額は4万円です。

新契約の計算方式

支払保険料等の金額	控除額
20,000円以下	保険料の全額
20,001円から40,000円まで	保険料×1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで	保険料×1/4+20,000円
80,001円以上	40,000円

②平成23年12月31日以前の契約分
旧契約は「一般」「年金」で、それぞれの限度額は5万円です。

旧契約の計算方式

支払保険料等の金額	控除額
25,000円以下	保険料の全額
25,001円から50,000円まで	保険料×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	保険料×1/4+25,000円
100,001円以上	50,000円

③①と②の両方の契約がある場合

「一般」「年金」それぞれの控除額は①の計算方式または②の計算方式により計算した金額の合計額とされました。

「一般」「年金」それぞれの限度額は4万円です。

ただし、②の旧契約のみで4万円を超える場合には、②で計算した金額で、5万円が限度額です。

II. 復興特別所得税

1. 趣旨

東日本大震災からの復興のために、必要な財源を確保するため、復興特別所得税が創設されました。

2. 開始日

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に生じる所得について課されます。

3. 税率及び計算方法

復興特別所得税の税率は所得税額の2.1%です。

復興特別所得税額は所得税額と併せて納付することになります。

支払金額×合計税率(※)
 =所得税額及び復興特別所得税額
 (※)所得税率×102.1%

10万円×10.21%(合計税率)
 =10,210円

<100万円超の場合>
 100万円を超える部分について
 源泉所得税を20%で計算します。

例：支払金額110万円
 (100万円×10.21%) +
 (10万円×20.42%)
 =122,520円

100万円を超える部分については
 所得税額と復興特別所得税額併せて
20.42%になります。

(注意点) 1円未満の端数を切り捨てた
 金額を源泉徴収します。

②手取額から計算(グロスアップ方式)

例：手取額10万円の場合
 支払金額の計算
 10万円÷(100-10.21%)
 =111,370円
 所得税及び復興特別所得税の計算
 111,370円×10.21%
 =11,370円

手取額から計算した場合の例

手取額	支払金額	源泉税等
1万円	11,137円	1,137円
3万円	33,411円	3,411円
5万円	55,685円	5,685円
7万円	77,959円	7,959円
10万円	111,370円	11,370円
20万円	222,741円	22,741円
30万円	334,112円	34,112円
50万円	556,854円	56,854円

所得税率に応じた合計税率の例

所得税率%	5	7	10	15
合計税率(%)	5.105	7.147	10.21	15.315
所得税率(%)	16	18	20	
合計税率(%)	16.336	18.378	20.42	

4. 給与の源泉徴収方法

平成25年1月1日以後に支払う給与については、「平成25年分源泉徴収税額表」により計算して下さい。源泉徴収した復興特別所得税額は、所得税額と一緒に合計額を1枚の納付書により納付します。納付書も変更になりますので、以前の納付書は使用しないでください。

5. 利息及び配当金源泉徴収額

利息及び配当金から徴収される源泉所得税等

<利息>

(源泉所得税等) 15%→15.315%

(住民税) 5%→5%

<配当金>

(源泉所得税等) 7%→7.147%

(住民税) 3%→3%

6. 報酬の源泉徴収方法

①通常計算

<100万円以下の場合>

例：支払金額10万円

(源泉所得税10%)

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証券書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”